



高次脳機能障がい支援
コーディネーター 武田

現場レポート：第1回高次脳機能障がい啓発セミナー

山舘先生は「当事者・家族・支援者が共に学び合う」ことを支援の中で大切にしているとおっしゃられ、互いに理解することで成長できる関係づくりが当事者・家族・支援者が共に生きていく社会につながるのだと学ぶことができました。実践的なお話もたくさんご紹介していただき、とても勉強になりました。

相談窓口・出前講座のご案内

当センターでは、高次脳機能障がいのある方の支援に関する相談や支援事業の啓発活動として、出前講座を実施しております。高次脳機能障がいは「見えない障がい」や「隠れた障がい」などと言われ、本人や家族が気がつかない場合も多い障がいです。そのため、地域で医療、福祉、精神保健等に携わる方々に高次脳機能障がいについて理解を深めていただくとともに、関係機関との連携が重要です。

つきましては、出前講座の趣旨をご理解いただき、積極的な活用をよろしくお願いします。
ご相談のある方や出前講座をご希望の方は、下記の連絡先までご連絡ください。

〈連絡先〉 高次脳機能障がい支援コーディネーター武田

電話：(0985)29-2556 FAX：(0985)31-3553

E-mail：shintaisogaisha-sodan-c@pref.miyazaki.lg.jp



高次脳機能障がい家族会「あかり」のご紹介

外から見えず、中途障がいでもある「高次脳機能障がい」。その特有の困り感は当事者や家族でないとなかなか理解ににくいものです。みやざき高次脳機能障がい家族会「あかり」では、4月と奇数月の第3土曜日の午後に、家族会会員の情報交換や障がい理解のための学びの会を開催しています。同じ障がいを持つ方と出会うことができる機会です。

詳しくは、下記までお問い合わせください

高次脳機能障がい家族会「あかり」連絡先

電話：090-6421-1192

E-mail：akari.kazokukai@ymobile.ne.jp



令和7年度 第2回高次脳機能障がい啓発セミナーのご案内

今年度、第2回目となる高次脳機能障がい啓発セミナーを以下の日程等で開催する予定です。
詳細は、11月頃、当センターのホームページ等でご案内いたしますので、どうぞご覧ください。

日時：令和7年12月20日(土)13:30～15:30

場所：宮崎県総合保健センター5階 大研修室

参加方法：御来場またはオンライン



身体障害者手帳Q & A



お問い合わせの多い内容について、ご紹介します。

Q1 身体障害者手帳に記載されている「再認定日」とは何ですか？
(診断書・意見書には障がい固定と記載されたのに、手帳発行の際、○年後に再認定申請するよう言われました。)

手術やリハビリ等によって障がいの程度が変化したり、子どもさんの場合には、発育・発達によって変化が見込まれるなど、障がいの程度に変化が予想される場合に設定されます。

再認定は、一定期間が経過した時点での状態を正しく評価し、手帳記載の等級が適切であることを審査するためのもので、診断書を添えて再認定(再交付)の申請が必要です。

再認定を受けていない場合、手帳を利用して受けている福祉サービス等が利用できなくなる場合があります。

Q2 手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」第○種とは何ですか？

JRなどの公共交通機関の運賃、航空旅客運賃等の割引を受けるための基準です。

JRでは、1種は介護者同伴で利用する場合、本人・介護者共に5割引、2種は本人のみ5割引の運賃割引をしています。(ただし、利用距離(片道100km超)や乗車券の種類等の条件があります。)

各交通機関で取扱いが異なりますので、詳しくは各交通機関へお問い合わせください。

Q3 骨折が原因で、歩行が困難となりました。障がい(肢体不自由)と認定されますか？

治療が終了し、一定(観察)期間を経過して障がい固定と判断された時点で障がいとして認定されます。疾病等により観察期間の時期が異なりますので、手帳の交付申請の時期については、かかりつけの医師や各市町村窓口にご相談ください。

Q4 脊髄損傷による排尿機能障がいは、ぼうこう機能障がいとして認定されますか？

ぼうこう機能障がいの「高度の排尿機能障害」として認定できるのは、「先天性疾患による神経障害、又は直腸の手術や自然排尿型代用ぼうこう(新ぼうこう)による神経因性ぼうこうに起因し、カテーテル留置又は自己導尿の常時施行を必要とする状態のもの」であり、これら以外に起因する排尿機能障害は認定の対象とはなりません。

Q5 じん臓機能障がい3級の手帳を持っていますが、人工透析導入となりました。1級認定になりますか？

腎臓機能障がいの認定は、腎機能を基本として、日常生活の制限の程度、臨床状況、治療の状況等によって行います。人工透析の導入となったことだけで1級認定とはなりません。

※その他のQ&Aについてもホームページに掲載しています。

※宮崎市内にお住まいの方は、宮崎市障がい福祉課(0985-21-1772)へご相談ください。

身体障害者手帳ワンポイント



○昨年度からお知らせしておりますが、令和6年4月より『診断書・意見書』の様式の一部を改正しています。旧様式でも申請を受け付けておりますが、医療機関への新様式追加項目等の照会により、手帳交付が遅れる場合もありますので、最新の『診断書・意見書』様式で作成をお願いします。

- ・新様式は各市町村担当窓口又は当センターホームページよりダウンロード(PDF)にて取得いただけます。
- ・医療機関にて、『診断書・意見書』に直接入力できるエクセル版が必要な場合は、当センターのホームページの「お問い合わせ」(メール)より請求してください。

なお、作成された『診断書・意見書』の有効期限は、診断書作成日又は検査日から6か月としておりますので、ご注意ください。

令和7年度 補装具(整形外科)定例判定・巡回判定の日程

当センターでは、障害者総合支援法による補装具支給の判定を行っています。

事前に各市町村障がい福祉担当窓口での申請が必要となります。

- 対象
義肢、装具、姿勢保持装置、車載用姿勢保持装置、
車椅子、電動車椅子、重度障害者用意思伝達装置
- 判定時にお持ちいただくもの
身体障害者手帳、使用中の補装具、
身体障害者手帳をお持ちでない方で指定難病により
申請される方については指定難病受給者証



補装具判定(巡回判定)の様子

定例判定

- 判定会場 宮崎県総合保健センター 1 階 整形外科判定室(宮崎市霧島1-1-2)
- 日程 (青字は木曜日)

令和7年	10月	8日(水)	29日(水)	11月	13日(木)	19日(水)	12月	3日(水)	18日(木)	24日(水)
令和8年	1月	15日(木)	21日(水)	2月	4日(水)	19日(木)	3月	4日(水)	19日(木)	25日(水)

- 時間 (曜日によって時間が異なりますのでご注意ください)
水曜開催 受付 13:30 ~ 開始時間 14:00 ~
木曜開催 受付 14:00 ~ 開始時間 14:30 ~
- ※受付は 1 階ロビー中央にて行います。
中央保健所窓口では対応しておりません。

巡回判定

- 判定会場・日程

日南市(日南保健所)	令和7年10月31日(金) 令和8年2月6日(金)
都城市(都城保健所)	令和7年11月21日(金) 令和8年1月16日(金) 令和8年3月13日(金)
小林市(小林保健所)	令和8年1月30日(金)
日向市(日向保健所)	令和7年11月7日(金) 令和8年2月27日(金)
延岡市(新規判定:県立延岡病院) (適合判定:延岡保健所)	令和7年10月7日(火) 令和8年1月20日(火)

- 時間
〈受付(新規判定)〉
県立延岡病院での開催時:13:30 ~
その他の会場での開催時:13:45 ~
※病院、各保健所の窓口では対応しておりません
〈開始時間〉いずれも 14:00 ~

※県立延岡病院(新規判定)については、2 階脳神経センター前(2 階エレベーター降りてすぐ)にて受付を行います。

※判定に関するお問い合わせは、当センターまたは、お住まいの市町村障がい福祉担当窓口へお願いします。

リハビリテーション訪問相談についてのご案内

地域リハビリテーション推進事業の一環として、障がい者の ADL の改善・向上、介護・福祉施設職員の方々のリハビリテーション技能の向上等を目的にリハビリテーション訪問相談(当センター作業療法士、理学療法士派遣)を実施しています。

お申込み方法等の詳細については、当センターのホームページ内「障がいのことで気になることがあったら」のページへアクセスいただくか、下記 URL、QR コードからご確認ください。

- 対象 障害者支援施設、生活介護等の障がい者福祉関係施設の利用者及び職員
身体障害者手帳を所持する在宅生活の方及びその家族等
※ただし、いずれも医療機関や介護保険施設でリハビリテーションを受けている方を除く。

- 相談例 介助の方法がわからない、施設、家庭でできるリハビリの方法が知りたい
補装具の申請をしたいが、どの補装具が適しているかわからない 等

- URL: <https://www.shinsyocenter-miyazaki.com/syogai-soudan/reha-sodan.html>



(株)デンソーウェブの登録商標です。

re habilis

令和7年10月発行 Vol.30

ハビリス

宮崎県身体障害者相談センター
(高次脳機能障がい総合相談・支援拠点機関)

〒880-0032 宮崎市霧島1丁目1-2
TEL: (0985) 29-2556(代)
FAX: (0985) 31-3553
<https://www.shinsyocenter-miyazaki.com>

ハビリスの名は、リハビリテーションの語源である、ラテン語の、re(再び)+habilis(適した、ふさわしい)+ation(状態にする)から採ったものです。

目次

- ★令和7年度 第1回高次脳機能障がい啓発セミナーについて
- ★相談窓口・出前講座のご案内
- ★高次脳機能障がい家族会「あかり」のご紹介
- ★令和7年度 第2回高次脳機能障がい啓発セミナーのご案内
- ★身体障害者手帳Q & A
- ★令和7年度 補装具(整形外科)定例判定・巡回判定の日程
- ★リハビリテーション訪問相談について

令和7年度第1回 高次脳機能障がい啓発セミナー

令和7年7月26日に「高次脳機能障がいのある当事者、家族が社会で共に生きていくために」をテーマに、山舘圭子先生(岩手県栃内第二病院、公認心理師)にご講演いただきました。

オンラインを含めると約60名の参加がありました。アンケートでは「地域で生きていくためにどうすればいいのかわかりやすく参考になりました」「経験をふまえた具体的な関わりや考え方を講演していただき、とても勉強になりました」「当事者と支援者が共に成長していくという考えに共感しました」等のご意見がありました。



高次脳機能障がいの基本的理解についてわかりやすくご講演いただき、またピアサポート活動の取り組みなどをご紹介いただきました。

当事者・家族と支援者が共に学びあい作りあげる、ポジティブな支援について学ぶことができ、これからの高次脳機能障がいの支援について考えるセミナーとなりました。

